

○警察用航空機の運用等に関する訓令

令和4年10月1日

本部訓令第16号

警察用航空機の運用等に関する訓令を次のように定める。

警察用航空機の運用等に関する訓令

鳥取県警察用航空機の運用等に関する訓令（平成23年鳥取県警察本部訓令第9号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この訓令は、警察用航空機の運用等に関する規則（昭和37年国家公安委員会規則第3号。以下「運用規則」という。）及び警察用航空機の運用等に関する細則（平成4年警察庁訓令第16号）に基づき、鳥取県警察が管理する警察用航空機（以下「航空機」という。）の運用等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この訓令において使用する用語は、運用規則において使用する用語の例による。

（航空業務の基本）

第3条 警備部警備第二課長（以下「警備第二課長」という。）は、運用規則第7条第2項に規定する航空基地及び航空機等を適切に管理し、航空機の稼働及び運航支援体制を維持するものとする。

2 航空隊長（以下「隊長」という。）は、運用規則第7条の任務（第5条第4項及び第10条第1項において「任務」という。）を遂行するに当たっては、必要に応じて機動隊、生活安全部地域課通信指令室その他の関係部門と緊密に連携し、安全かつ効果的な航空機の運用に努めるものとする。

（令8本部訓令8・一部改正）

（活動の本拠）

第4条 警備部警備第二課航空隊の活動の本拠は、鳥取県営鳥取空港内に設置する。

（運航責任者）

第5条 運用規則第9条に規定する運航責任者（以下「運航責任者」という。）は、隊長が操縦士の中から指定するものとする。ただし、隊長が操縦士である場合は、隊長をもって充てる。

2 運航責任者は、待機中は、航空機の出動態勢を保持するとともに、航空機の運用により対応すべき事案の発生を認知したときは、積極的にこれに対応するものとする。

- 3 運航責任者は、運用規則第8条第2項の各種計画を作成するものとする。
- 4 運航責任者は、運用規則第13条第1項及び第2項に規定する承認をするときは、機長に対し、安全運航及び任務遂行上必要な指示を行うものとする。
- 5 運航責任者は、前項の承認をしたときは、速やかに隊長に報告するものとする。ただし、隊長が運航責任者である場合は、この限りでない。

(安全担当者)

第6条 運用規則第10条第1項に規定する安全担当者（次項において「安全担当者」という。）は、操縦士担当及び整備士担当を区分して隊長が指定するものとする。

- 2 安全担当者は、運用規則第22条の検査を行うほか、航空安全に関する施策を企画し、推進するものとする。

(事件、事故等の対応)

第7条 機長は、飛行中に、航空機の運用により対応すべき事案の発生を認知したときは、運航責任者の承認を得て、初動警察活動その他必要な支援活動に当たるものとする。ただし、急を要するときは、機長の判断により対応し、事後速やかに運航責任者に報告するものとする。

- 2 機長は、飛行の状況、搭乗者及び航空機等の異状その他特異事項について、飛行後速やかに運航責任者に報告するものとする。

(臨時発着場)

第8条 警察署長は、その管轄区域内において、運用規則第18条の臨時発着場（次項及び第3項において「臨時発着場」という。）を設ける必要があると認めるときは、警備第二課長に対し、その旨を申請するものとする。

- 2 警備第二課長は、前項の申請に基づき必要な調査を実施した結果、適当と認めるときは、臨時発着場に指定するものとする。
- 3 警察署長は、指定を受けた臨時発着場の状態を常に把握するとともに、利用に際しては、その所有者又は管理者への事前連絡及び航空機の発着に必要な安全措置を執るものとする。

(支援要請)

第9条 航空機の支援を必要とする所属の長は、警備第二課長に対しその旨を要請し、支援を受けるものとする。

- 2 航空機の支援により取得した画像、映像、その他の情報については、当該情報を取得した所属において管理するものとする。

(隊員以外の者の搭乗)

第10条 運航責任者は、任務の遂行、教育訓練その他航空隊の運営上必要があると認めるときは、隊長の承認を得て、隊員以外の職員のほか、次に掲げる者を搭乗させることができる。ただし、急を要する場合は、事後速やかに報告するものとする。

(1) 要救助者、患者その他事件、事故等の関係者

(2) 警察庁、他の都道府県警察その他の関係機関との協定等に基づき、航空隊と連携した活動を行う者

(3) 航空従事者の試験又は航空機等の検査等に係る権限を有する者

2 隊長は、前項に掲げる者以外の者を搭乗させる必要があると認めるときは、警備第二課長の承認を得て、その者を搭乗させることができる。ただし、急を要する場合は、事後速やかに報告するものとする。

附 則

この訓令は、令和4年10月1日から施行する。

附 則 (令和8年3月12日本部訓令第8号)

この訓令は、令和8年3月27日から施行する。